

# 食品缶詰の表示に関する公正競争規約

昭和43年9月2日 公正取引委員会 告示第59号  
令和8年1月30日改正

(目的)

**第1条** この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第1項の規定に基づき、食品缶詰の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規約において「食品缶詰」とは、食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項に規定する食品（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）第2条に規定する乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品並びに食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第1の25の飲料等を除く。）を缶又はびんに密封し、加熱殺菌したもの及び食品缶詰の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「規則」という。）で指定した食品を缶又はびんに密封し、加熱殺菌せずに常温で保存するものをいう。

2 この規約において「事業者」とは、食品缶詰を製造し、又は販売し、若しくは輸入して販売する事業者をいう。

(必要な表示事項)

**第3条** 事業者は、食品缶詰の容器包装（食品衛生法第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次の表に掲げる事項をそれぞれの基準に従い、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。

事 項	基 準
1 品名等	(1) 食品の性質を表す名称を主要部分（ブランド等を示してある部分をいう。以下同じ。）に示すこと。 (2) 同一の品名のものであって、原料の品種又は内容物の形、色、状態等が異なることにより、品位に差があるものにあつては、規則に定める基準に従って、その原料の品種又は内容物の形、色、状態等が識別できる用語で、主要部分に示すこと。 (3) 前項で定める以外のものであって、原料の品種又は内容物の形、色、状態等を表示しようとするときは、それらを最も適切に表す用語で、主要部分に示すこと。
2 原材料の種類名	食品缶詰に含まれている原材料（食品添加物を除く。）の種類名を「原材料名」の文字の次に、食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の規定に従い表示すること。
3 食品添加物	「添加物」の文字の次に、又は原材料名の欄に原材料名と明確に区分して、食品表示基準第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示すること。
4 原料の配合の割合	(1) 水産物又は畜産物に野菜を配合し、しょうゆ、砂糖等で味付けしたものにあっては、表示固形量に対する水産物又は畜産物の重量の割合を百分比で示すこと。

	(2) 前項で定める以外のものであって、原材料の配合割合を表示するものにあつては、規則で定める基準に従って示すこと。
5 原料原産地名 (輸入品を除く。)	「原料原産地名」の文字の次に、又は原材料名の欄の対応する原材料名の次に括弧を付して、食品表示基準第3条第2項の表の原料原産地名の項の規定に従い表示すること。
6 内容量又は固形量及び内容総量	食品表示基準第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の規定に従い表示すること。ただし、充てん液を加えたものであって、固形物と液汁が分離するものにあつては、固形量及び内容総量を、甲殻類水煮及び食用に供する前に通常廃棄される液汁を含むものにあつては、固形量を示すこと。
7 原産国名	輸入品にあつては「原産国名」の文字の次に原産国名を表示すること。
8 事業者の氏名又は名称及び住所	事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示すること。
9 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	食品表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の項の規定に従い表示すること。
10 栄養成分 (たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。)の量及び熱量	食品表示基準第3条第1項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。)の量及び熱量の項の量及び熱量の規定に従い表示すること。
11 消費期限又は賞味期限	消費期限又は賞味期限を表す文字を示すこと。
12 保存方法	製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存すること以外に保存方法に関して留意すべき事項がない場合に限り、常温で保存する旨を省略することができる。また、ジャム類にあつては、開封前についてであることを明記して記載すること。

(任意の表示事項)

**第4条** 事業者は、食品缶詰の容器包装に、次の表に掲げる事項を表示しようとするときは、それぞれ、同表に掲げる基準に従い表示しなければならない。

事 項	基 準
1 商品名	商品名は、品名の文字の大きさの1.5倍以下の文字で示すこと。

2 特選等	特選その他当該商品の品質が他の商品よりも特に優良であることを示す文言を表示するときは、規則に定める基準に従って示すこと。
3 消費量の表示	何人分、何人前その他これらに類似する文言を表示するときは、成人の通常の使用量を基準にして示すこと。

2 事業者は、内容物の名称が異なる複数の食品缶詰の容器包装に、同一又は類似の形、色、状態等の表示をしようとするときは、規則に定める基準に従い表示しなければならない。

(特定の必要表示事項)

**第5条** 全国食品缶詰公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、第1条の目的を達成するために特に必要があると認める場合には、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

**第6条** 事業者は、食品缶詰の原料の種類、形状又は品位、原料の配合割合又は調理の方法、添加物の種類その他食品缶詰の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

2 事業者は、食品缶詰の量目、内容物の個数、価格その他食品缶詰の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

3 事業者は、自己の供給する食品缶詰の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難である表示をしてはならない。

(公正取引協議会の設置)

**第7条** この規約を適正に施行するため、公正取引協議会を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び食品缶詰用の容器製造業者（以下「関係者」と総称する。）並びにこれらの者が構成する事業者団体をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

**第8条** 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (7) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (8) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
- (9) 会員に対する情報の提供に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

**第9条** 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する事実がある

と思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。

- 2 関係者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定による調査に協力しない関係者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

- 第10条** 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為に係る食品缶詰の回収その他当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。
- 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
  - 3 公正取引協議会は、前条第3項及び前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

- 第11条** 公正取引協議会は、第9条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。
- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。
  - 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。
  - 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

- 第12条** 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。
- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。

(附則)

- 1 この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があつた日から施行する。
- 2 この規約の変更の施行の日前に事業者が行つた表示については、なお従前の例によることができる。